

総合評価落札方式における 賃上げを実施する企業に対する加点措置

概要版

令和4年1月18日

国土交通省 東北地方整備局

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年 11 月 19 日閣議 決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年 11 月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業 から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行うこととします。

内閣府HPより

資料2

緊急提言 (案)

～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～

令和3年11月8日

新しい資本主義実現会議

緊急提言 (案)

～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～

(目次)

I. 新しい資本主義の起動に向けた考え方	1
II. 成長戦略	2
1. 科学技術立国の推進.....	2
2. 我が国企業のダイナミズムの復活、イノベーションの担い手であるスタートアップの徹底支援.....	5
3. 地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の起動.....	7
III. 分配戦略 ～ 安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化	12
1. 民間部門における中長期も含めた分配強化に向けた支援.....	12
2. 公的部門における分配機能の強化.....	15
(1) 公的価格の在り方の抜本の見直し.....	15
① 看護、介護、保育などの現場で働いている方々の収入を増やしていくための公的価格の在り方.....	15
② 賃上げのための政府調達手法の検討.....	16
(2) 子ども・子育て支援.....	16
① 子ども目線での行政の在り方の検討.....	16
② 保育の受け皿整備、幼保小連携の強化、学童保育制度の拡充や利用環境の整備など、子育て支援の促進.....	16
③ 大学卒業後の所得に応じて「出世払い」を行う仕組みに向けた奨学金の所得連動返還方式の見直しの検討、子育て世代の教育費の支援.....	16
④ 子育て世代の住居費の支援.....	16

内閣府HPより

2. 公的部門における分配機能の強化

(1) 公的価格の在り方の抜本的見直し

①看護、介護、保育などの現場で働いている方々の収入を増やしていくための公的価格の在り方

若い世代の将来への不安を解消することは、消費の拡大につながり、成長と分配の好循環を支える基盤となる。人生100年時代の到来を見据え、子どもから子育て世代、お年寄りまで、全ての方々が安心して生活できる、全世代型社会保障の構築に取り組む。このため、新たに全世代型社会保障構築会議を立ち上げる。

新型コロナウイルス感染症や少子高齢化への対応の最前線におられる、看護、介護、保育などの現場で働いている方々の収入を増やしていくため、全世代型社会保障構築会議の下に公的価格評価検討委員会を設置し、公的価格の在り方の抜本的見直しを検討する。

これに先立ち、経済対策等において、必要な措置を行い前倒しで引き上げを実施する。

②賃上げのための政府調達手法の検討

政府調達の対象企業の賃上げを促進するため、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置など政府調達の手法の見直しを検討する。

(2) 子ども・子育て支援

①子ども目線での行政の在り方の検討

子どもを巡る様々な課題に適切に対応するため、子ども目線での行政の在り方について、本年末までに基本方針を決定し、可能であれば次期通常国会に法案を提出するというスケジュールを念頭に検討を進める。

②保育の受け皿整備、幼保小連携の強化、学童保育制度の拡充や利用環境の整備など、子育て支援の促進

待機児童の早期解消を目指し、2024年度末までに約14万人分の保育の受け皿を整備する。このため、保育所の新設、改修に要する経費を支援するとともに、保育士の業務負担を軽減するためのICTシステムの導入の支援、保育士を目指す学生に対する学費の貸付け等により、保育人材の確保を図る。

幼児期の子ども達が、小学校教育へ円滑に移行できるようにする(幼保小連携)ため、好奇心や粘り強さといった学びや生活の基盤を育む体験活動など、モデル地域での実践を行い、教材や教育方法の開発・改善を行う。

学童保育、病児保育事業、乳幼児の一時預かり事業、保育コンシェルジュ等の運

財務大臣通知(抜粋)

財計第4803号
令和3年12月17日

各省各庁の長 殿

財務大臣 鈴木 俊一

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について

先般、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行うこととします。

適用対象となる調達、評価項目及び実施要領等は下記のとおりとなりますので、その実施につき遺漏なきよう適切にご対応いただくとともに、また、貴省庁関係の地方支分部局等の機関に対しても、周知徹底願います。

記

1 適用対象

令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。

2 評価項目

以下のいずれかを入札者が選択可能な評価項目とすること。

- (1) 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を別途通知する率以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- (2) 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を別途通知する率以上増加させる旨を従業員に表

国交省通知(抜粋)

国官会第16409号
 国官技第243号
 国営管第528号
 国営計第150号
 国港総第526号
 国港技第65号
 国空予管第677号
 国空空技第381号
 国空交企第210号
 国北予第47号
 令和3年12月24日

別記1のとおり

大臣官房会計課長
 大臣官房技術調査課長
 大臣官房官庁営繕部管理課長
 大臣官房官庁営繕部計画課長
 港湾局総務課長
 港湾局技術企画課長
 航空局予算・管財室長
 航空局航空ネットワーク部空港技術課長
 航空局交通管制部交通管制企画課長
 北海道局予算課長
 (公印省略)

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置
 について

先般、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議
 決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて
 ～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業

から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、「総合評価落
 札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12
 月17日付け財計4803号)に基づき、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに
 関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して加算点又は技術点の
 加点を行うこととします。

適用対象となる調達、評価項目及び実施要領等は下記のとおりとなりますの
 で、その実施につき遺漏なきよう適切にご対応願います。

記

1 適用対象

令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての
 調達。ただし、令和4年4月1日以降に契約を締結する予定であっても、既に
 公告を行っているなどの事情があるものは対象外とする。

2 評価項目

以下のいずれかを入札者が選択可能な評価項目とすること。

- (1) 契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の事業年度において、
 対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を別紙2
 に示す率以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- (2) 契約を行う予定の年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者
 一人当たりの平均受給額(※)」を別紙2に示す率以上増加させる旨を
 従業員に表明していること。

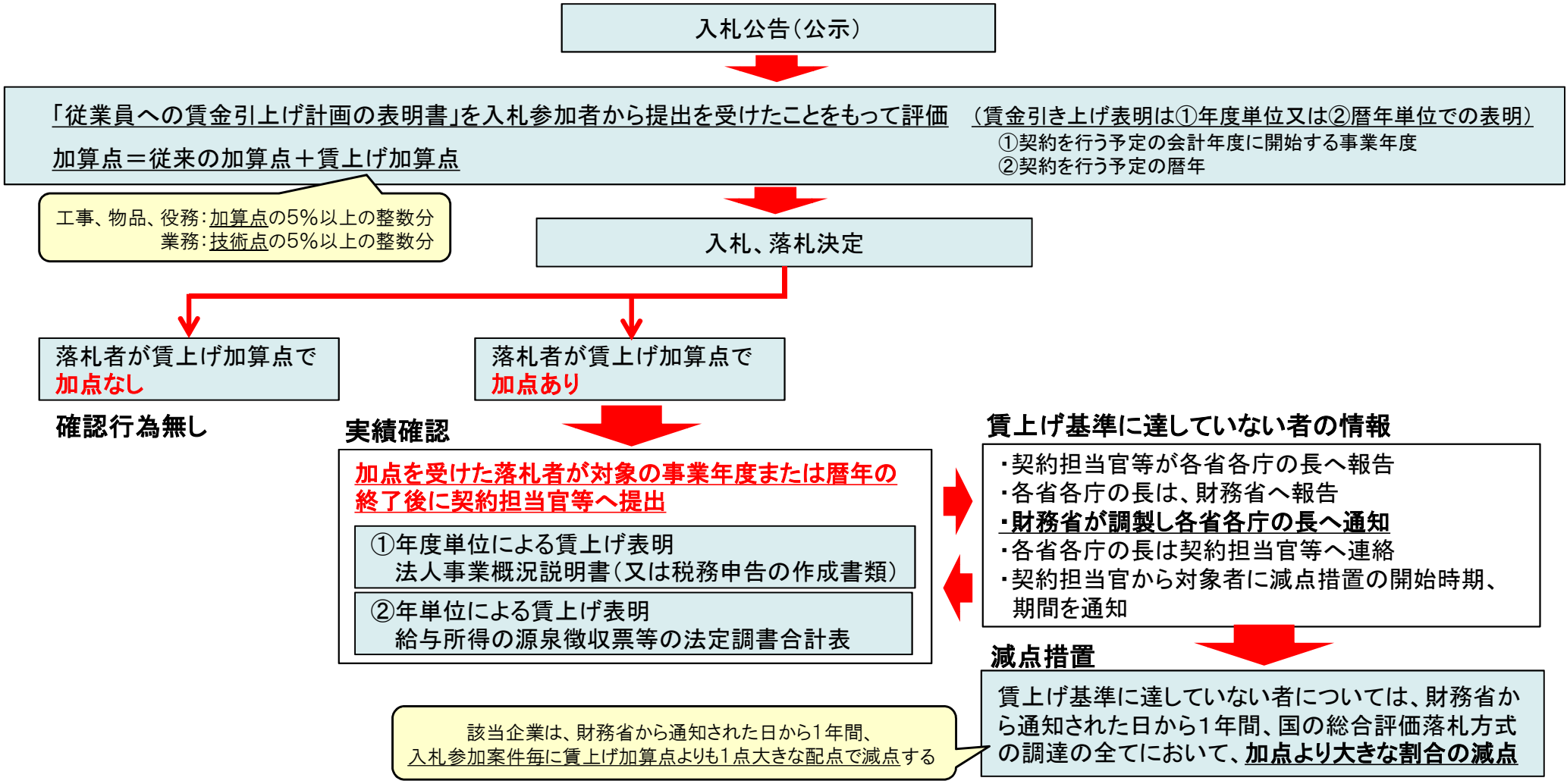
※中小企業等においては、「給与総額」とする。

中小企業等とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のこと
 をいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。

総合評価における賃上げを実施する企業に対する加点措置 概要

- **適用対象**：令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達（取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく）
- **加点評価**：事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値（大企業：3%、中小企業等：1.5%）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。
- **実績確認等**：加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

工事、建設コンサルタント業務等、物品、役務
※ただし、プロポーザル方式や価格競争は対象外



総合評価における賃上げを実施する企業に対する加点措置(調達別加点)

■適用対象

令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式による全ての調達を対象とする。
工事・業務・物品役務において令和4年2月1日以降に入札関係手続きを開始するものに適用させるものとする。
※車両管理業務委託については2月1日以前に手続きを開始するものについても対象とする

■各調達別加点措置

(1) 工事

加算点の合計の5%以上の整数となるよう加点の配点を設定

① 施工能力評価Ⅰ型、Ⅱ型

従来の加算点が40点満点

⇒従来の加算点40点+賃上げ加算点3点とし加算点合計43点満点 (3点/43点=約7.0%) ※2点/42点=4.8%<5%

② 技術提案評価型S型

従来の加算点が60点満点

⇒従来の加算点60点+賃上げ加算点4点とし加算点合計64点満点 (4点/64点=約6.3%) ※3点/63点=4.8%<5%

※WTOの段階的選抜方式適用工事については、二次審査において加点を行うものとする

③ 技術提案評価型A型

従来の加算点が70点満点

⇒従来の加算点70点+賃上げ加算点4点とし加算点合計74点満点 (4点/74点=約5.4%) ※3点/73点=4.1%<5%

(2) 業務

技術点の合計の5%以上の整数となるよう加点の配点を設定

従来の技術点の満点が100点の場合

⇒従来の技術点100点+賃上げ加算点6点とし技術点合計106点満点 (6点/106点=約5.7%) ※5点/105点=4.8%<5%

(3) 物品役務

加算点の合計の5%以上の整数となるよう加点の配点を設定

従来の加算点が100点満点の場合

⇒従来の加算点100点+賃上げ加算点6点とし加算点合計106点満点 (6点/106点=約5.7%) ※5点/105点=4.8%<5%

総合評価における賃上げを実施する企業に対する加点措置(表明書)

加点にあたり評価者は、別紙1の1又は別紙1の2の「従業員への賃金 引上げ計画の表明書」(以下「表明書」という。)を**入札参加者から提出を受けたことをもって評価すること**。なお、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出させ、中小企業等に該当していることを確認するものとする。

注:「中小企業等」とは、法人税法第 66 条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。

(別紙1の1)

【大企業用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度(令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度)(又は○年)において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度(又は対前年) 増加率○%以上とすることを表明いたします。

大企業は3%

従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
(住所を記載)
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印
給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

(別紙1の2)

【中小企業等用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度(令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度)(又は○年)において、給与総額を対前年度(又は対前年) 増加率○%以上とすることを表明いたします。

中小企業等は1.5%

従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
(住所を記載)
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印
給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

総合評価における賃上げを実施する企業に対する加減措置(中小企業等)

参考) 法人税申告書別表1

令和 年 月 日 税務署長殿	① 法人区分 ② 事業種目 ③ 同非区分	青色申告 一連番号 整理番号 事業年度 売上金額 申告年月日 申告区分
納税地 電話() -	法人区分 事業種目 同非区分	法人区別 法人種別 申告区分
(フリガナ) 法人名	旧納税地及び旧法人名等	法人種別 申告区分
法人番号	旧納税地及び旧法人名等	申告区分
(フリガナ) 代表者	旧納税地及び旧法人名等	申告区分
代表者住所	旧納税地及び旧法人名等	申告区分

中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」(左表参照)を提出させ、中小企業等に該当していることを確認するものとする。
注:「中小企業等」とは、法人税法第 66 条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。

- 以下のいずれかに該当していれば中小企業等になる
- ①に○があり、かつ③に○がないこと
 - ②に○があること

令和 年 月 日	令和 年 月 日	申告書提出有	申告書提出有
所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	1	所得税の額 (別表六「(一)」6の③)	17
法人税額 (53) + (54) + (55)	2	外国税額 (別表六「(二)」20)	18
法人税額の特別控除額 (別表六「(六)」4)	3	計 (17) + (18)	19
差引法人税額 (2) - (3)	4	控除した金額 (13)	20
連結納税の承認を取り消された場合に適用される課税法人税額の特例加算額	5	控除されなかった金額 (19) - (20)	21
土利課税土地譲渡利益金額 (別表三「(二)」24) - (25)	6	土利課税土地譲渡利益金額 (別表三「(二)」27)	22
同上に対する税額 (22) + (23) + (24)	7	同上 (別表三「(三)」28)	23
留保税額 (別表三「(一)」4)	8	同上 (別表三「(三)」23)	24
同上に対する税額 (別表三「(一)」8)	9	所得税額等の還付金額 (21)	25
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	10	中間納付額 (15) - (14)	26
仮払法人税額 (別表六「(七)」1) - (2)	11	欠損金の繰戻しによる還付請求税額	27
控除税額 (10) - (11) - (12) - (13)	13	計 (25) + (26) + (27)	28
差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)	14	この申告前の所得金額又は欠損金額 (60)	29
中間申告分の法人税額	15	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (65)	30
差引確定/中間申告の場合はその法人税額 (税額とし、マイナスの場合は、46) - (45)	16	欠損金又は貸借控除等の当期控除額 (第14号又は第15号又は第16号又は第17号又は第18号又は第19号又は第20号又は第21号又は第22号又は第23号又は第24号又は第25号又は第26号又は第27号又は第28号又は第29号又は第30号又は第31号又は第32号又は第33号又は第34号又は第35号又は第36号又は第37号又は第38号又は第39号又は第40号又は第41号又は第42号又は第43号又は第44号又は第45号又は第46号又は第47号又は第48号又は第49号又は第50号又は第51号又は第52号又は第53号又は第54号又は第55号又は第56号又は第57号又は第58号又は第59号又は第60号又は第61号又は第62号又は第63号又は第64号又は第65号又は第66号又は第67号又は第68号又は第69号又は第70号又は第71号又は第72号又は第73号又は第74号又は第75号又は第76号又は第77号又は第78号又は第79号又は第80号又は第81号又は第82号又は第83号又は第84号又は第85号又は第86号又は第87号又は第88号又は第89号又は第90号又は第91号又は第92号又は第93号又は第94号又は第95号又は第96号又は第97号又は第98号又は第99号又は第100号)	31
課税標準法人税額 (33) + (34)	33	還付金額又は貸借控除等の当期控除額 (第14号又は第15号又は第16号又は第17号又は第18号又は第19号又は第20号又は第21号又は第22号又は第23号又は第24号又は第25号又は第26号又は第27号又は第28号又は第29号又は第30号又は第31号又は第32号又は第33号又は第34号又は第35号又は第36号又は第37号又は第38号又は第39号又は第40号又は第41号又は第42号又は第43号又は第44号又は第45号又は第46号又は第47号又は第48号又は第49号又は第50号又は第51号又は第52号又は第53号又は第54号又は第55号又は第56号又は第57号又は第58号又は第59号又は第60号又は第61号又は第62号又は第63号又は第64号又は第65号又は第66号又は第67号又は第68号又は第69号又は第70号又は第71号又は第72号又は第73号又は第74号又は第75号又は第76号又は第77号又は第78号又は第79号又は第80号又は第81号又は第82号又は第83号又は第84号又は第85号又は第86号又は第87号又は第88号又は第89号又は第90号又は第91号又は第92号又は第93号又は第94号又は第95号又は第96号又は第97号又は第98号又は第99号又は第100号)	32
課税標準法人税額 (33) + (34)	34	この申告による還付金額 (43) - (42)	45
地方法人税額 (58)	35	この申告前の所得金額に対する法人税額 (68)	46
課税標準法人税額 (33) + (34)	36	この申告前納付済法人税額 (69)	47
地方法人税額 (58)	37	この申告前納付済法人税額 (70)	48
課税標準法人税額 (33) + (34)	38	この申告により納付すべき地方法人税額 (74)	49
地方法人税額 (58)	39	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額	
課税標準法人税額 (33) + (34)	40	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額	
地方法人税額 (58)	41	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額	
課税標準法人税額 (33) + (34)	42	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額	
地方法人税額 (58)	43	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額	
課税標準法人税額 (33) + (34)	44	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額	
地方法人税額 (58)		剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額	

税理士名

総合評価における賃上げを実施する企業に対する加点措置(賃上げの確認)

契約担当官等は、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等(事業年度及び暦年をいう。以下同じ。)が終了した後、速やかに確認を行う。なお、確認に当たっては、事業年度での比較を行う場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額(以下「合計額」という。)を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。また、暦年での比較を行う場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする。なお、中小企業等は「合計額」および「支払金額」のみで比較を行う。

※本確認用資料については、大企業および中小企業等のどちらも同様式のものを出することとなる

事業年度での表明の場合

法人事業概況説明書 (FB1006)

別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に別途記載の上、添付願います。

整理番号: []

法人名: [] 業種: [] 支店・店舗数: []

1 事業内容: []

4 期末従業員等の状況: []

10 主要科目 (千円単位で記載してください):

売上(収入)原価	期首棚卸高	原材料費(仕入高)	労務費	役員報酬	従業員給料	交際費	減価償却費	地代家賃	営業損益	特別利益
----------	-------	-----------	-----	------	-------	-----	-------	------	------	------

【確認項目】
大企業⇒『(労務費・役員報酬・従業員給料の合計)／期末従業員の状況の計』で比較
中小企業等⇒『労務費・役員報酬・従業員給料の合計』のみで比較

この用紙はごまかないでください

暦年での表明の場合

令和 [] 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 (FE0104)

令和 [] 年 月 日提出 税務署長 殿

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)

2 退職所得の源泉

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)

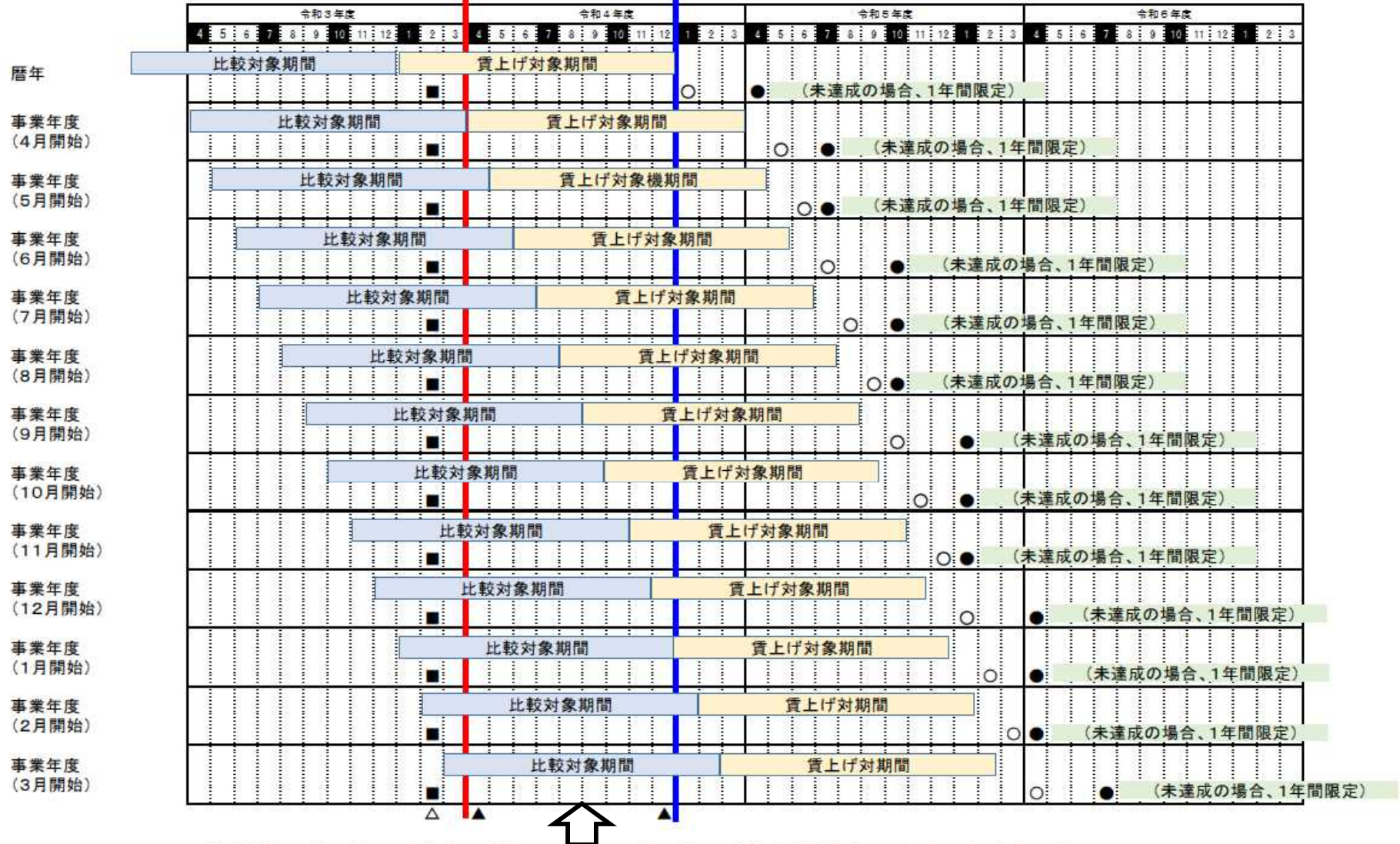
6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)

【確認項目】
大企業⇒『支払金額／人員』で比較
中小企業等⇒『支払金額』のみで比較

提出用

提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。電子14、FD15、MO16、CD17、DVD18、書面130、その他99

事業年度及び暦年における賃上げ対象期間(比較対象期間)の考え方



○令和4年度の賃上げは、令和4年度の総合評価のみ加点される
 令和4年4月～12月の契約工事が対象(令和5年1月～3月契約工事の取扱は現在調整中)

- △ 入札参加表明
- ▲ 契約、契約満了
- 賃上げ表明書の提出
- 賃上げ確認資料の提出期限(落札者の事業年度の翌々月末)
- 賃上げ基準に達していない者の報告・通知(4月、7月、10月、1月)

賃上げを表明した者が落札した場合は、前述のとおり賃上げの確認を行うものであるが、表明した賃上げ基準（増加率）に達していなかった場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合は、財務省から通知された日から1年間、賃上げ基準に達していない者が総合評価落札方式による入札に参加する場合、同者に対して、当該入札において以下のとおり減点をすることとする。

■各調達別減点措置

(1) 工事

加算点に1点を加えた点を減じる

① 施工能力評価 I 型、II 型

⇒加算点が3点であることから4点を減じるものとする

② 技術提案評価型 S 型、A 型

⇒加算点が4点であることから5点を減じるものとする

(2) 業務

加算点に1点を加えた点を減じる

技術点の満点が100点の場合

⇒加算点が6点であることから7点を減じるものとする

(3) 物品役務

加算点に1点を加えた点を減じる

加算点の満点が100点の場合

⇒加算点が6点であることから7点を減じるものとする

総合評価における賃上げを実施する企業に対する加点措置(賃上げ基準に達していない者)

複数年契約の2年目以降の賃上げを促すため、一部※の国債(複数年度)契約では、次回調達において前回調達の2年度目以降の賃上げ実績を確認し、結果に応じて加点。

※事業の同一性が確認される契約で4か年以上の国債による契約が該当

現時点で東北地整では該当する案件無し

■仕組みのイメージ

※例：庁舎管理等に係る契約
システムの保守・点検に係る契約
(国交省の発注工事等では、一部の維持工事が該当の可能性あり)

